



2001

いっしょ

No. 369 号

8月号



浜  
辺  
の  
探  
検  
隊

8月6日三味線滝下



8/16

# 作詞家星野哲郎先生「鹿部ぶらり旅」 カラオケの夕べ開催される!!

〈会場〉  
鹿部ロイヤルホテル

去る、8月16日、鹿部ロイヤルホテルにおいて、星野哲郎先生「鹿部ぶらり旅」第6回カラオケの夕べが開催されました。今回の大会には21名が出場され、日頃の練習の成果を十分発揮しようと得意の曲で熱唱が繰り広げられました。

..... 出場者のみなさん .....



鹿部町  
清野 秀夫



森町  
外山 理菜



南茅部町  
西村 治彦



鹿部町出身(神奈川県)  
宮島多美子



八雲町  
上田 幸一



鹿部町  
寺島 滋朝



函館市  
佐藤清通子



上磯町  
境 崇裕



南茅部町  
小川 千幸



砂原町  
岩井 光雄



鹿部町  
石田 護



函館市  
阿部美智子



函館市  
吉田 義晴



鹿部町  
千葉普己子



長万部町  
神野 武夫



函館市  
島多 雅子



函館市  
林 誠次



八雲町  
及川 雅子



砂原町  
平野 勝



上ノ国町  
浅原あすか



鹿部町  
若山 紀子



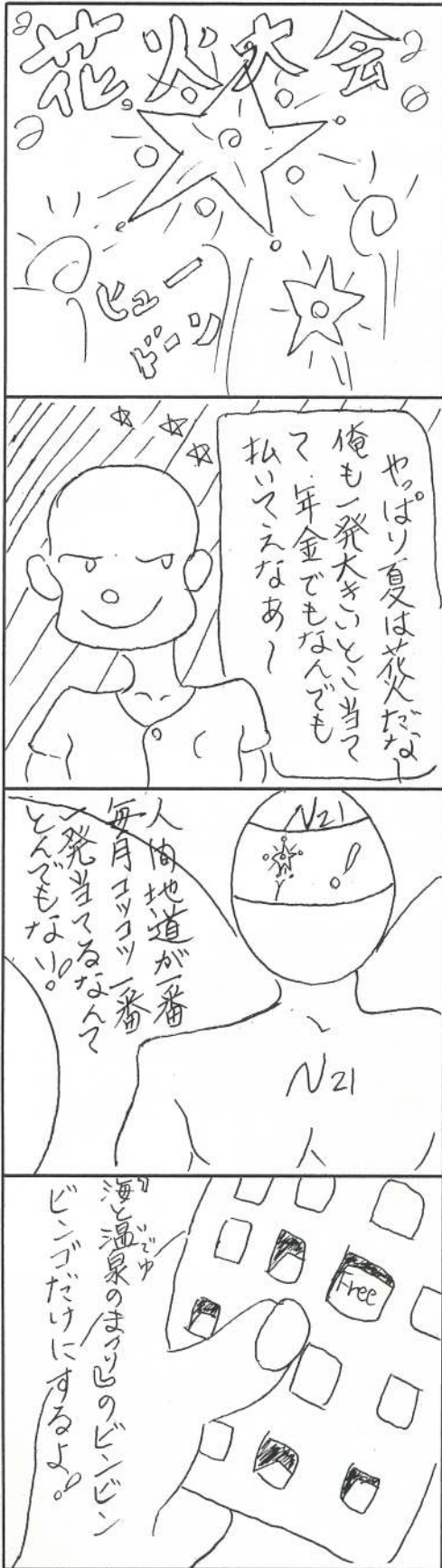
優勝者 上ノ国町 浅原あすかさん



お礼のあいさつと講評「星野哲郎先生」

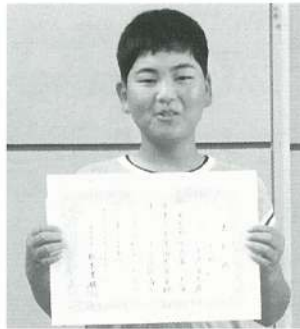
# 年金マン21

～毎月コツコツ～



六年一組 保科 勇太くん

二十才から  
納めておけば  
じじになっても安心だ



六年一組 寺沢 宗大くん

年金は  
老後のための  
パートナー



六年一組 岩井 琴子さん

世代を越えて  
支え合う  
それはきつと国民年金



六年二組 佐々木あさみさん

国民年金  
納めて安心  
自分の未来



六年二組 関谷友理香さん

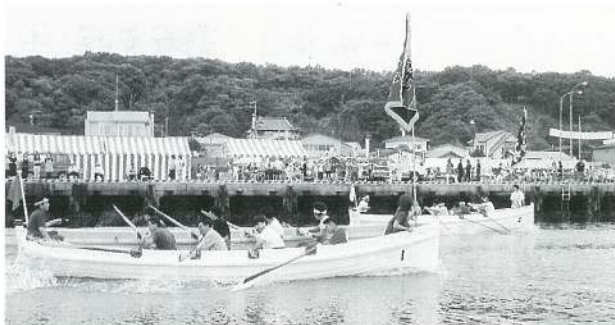
架けよう  
「幸せ」つなぐ  
年金という名の橋を

## 平成十三年度 国民年金に係る小学生の 標語募集入選者決定!!

国民年金係では、世代間扶養が本質である、国民年金に義務教育時から触れてもらうことにより、関心を高め、家族ぐるみでの話し合いなどを通じ、将来の制度理解へとつなげる目的で小学6年生を対象に国民年金のイメージなど国民年金に関する標語を募集いたしました。

海と温泉の祭り

8/18



カッター競漕大会



ふれあい水族館



こども広場



すり身汁無料サービス



鹿部太鼓



しかべ小唄踊り

(5)

広報しかべ



温泉ビンビンビンゴ



はしご乗り



マーチングバンド



Y O S A K O I ソーラン踊り



中学校吹奏楽演奏

# しかべ間歇泉公園 入場者数20万人突破

平成11年4月20日にオープン致しました「しかべ間歇泉公園」は、**8月16日**に入場者数が**20万人**を突破しました。

20万人目は、神奈川県足立若菜ちゃん(5才)家族4人で、北海道観光ツアーの途中で突然の花束や記念品に驚いた様子でした。



松本町長から記念の鹿部特産品と花束を渡されニッコリ

## 鹿部の消火体制を強化

# 鹿部消防署で新型消防車を導入



高圧ポンプを使って放水訓練を行う消防署員

渡島東部消防事務組合鹿部消防署では、消防活動の基本となる新しい消防車が導入され、さっそく消防車を使つての訓練が行われました。

新しい消防車は20年間使われた従来の消防ポンプ自動車の代わりに購入した「水槽付消防ポンプ自動車」です。

現在の消防車より多い5,000リットルの水を積むことができるほか、夜間作業用の動力式照明器具、積載梯子動力装置、初期消火に有効な高圧ポンプが装備されています。

更に、車両事故などでも活躍できるよう油圧式救助資器材等を常時積載するための収納ボックスが装備されています。

平成十三年度鹿部町成人式は、八月十三日、午後三時から鹿部中央公民館大ホールで行われました。

今年は、昭和五十六年四月二日から昭和五十七年四月一日に生まれた方々が対象となり、式典では、松本町長、佐藤町議会議長が今年の成人の方々をお祝いする祝辞が述べられました。

このあと、新成人を代表して新山将也くん(字本別)と山口綾さん(字本別)が次のとおり「誓いの言葉」を読み上げ、新成人となった自覚と決意が宣言されました。



# 鹿部町 成人式

## 五十六人の成人を祝う若人の式典

平成十三年度

### 宣言

成人誓いのことば

一、私たちは、本日、成人になりました。

一、私たちは、私たちを育成された先生、社会の恩恵に感謝します。

一、私たちは、正義と真実と愛に忠実であります。

一、私たちは、憲法に保障された平等の権利のもとに、その義務と責任を果たします。

一、私たちは、我々の共同体である郷土、国家社会と民族及び人類の幸福と平和のため共に助けあい、力を尽くします。

平成十三年八月十三日

新成人一同

## 福村直志氏

### 防犯功労者表彰受ける

— 永年にわたる防犯運動認められ —

福村さんは、昭和四十二年四月に森警察署長から防犯連絡責任者の委嘱を受け、昭和五十五年三月十四日には累積優良防犯連絡所として函館方面本部長から感謝状を受賞し、その後、鹿部町防犯会員として会長を補佐するとともに、各期防犯運動に置いては地域

の防犯診断、少年の非行防止活動等を積極的に推進し多年にわたり地域における防犯活動に尽力し、防罪防止等に多大な功績が認められこの度、防犯功労者表彰を受賞されました。

誠におめでとうございます。



# ペットはあなたの家族です。愛情も、しつけも欠かせません。



## 問われる飼い主の責任

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に都市部や集合住宅といった環境の中、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多いようです。  
動物のえさの世話や健康管理はもちろん、犬のけい留、むだ吠えに対するしつ

## 動物愛護週間 9月20～26日

犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれます。しかし、その一方で、騒音や悪臭などペットをめぐるトラブルも絶えません。安易に動物を捨てたり、虐待したりする事件も増えています。飼い主には、命ある動物の一生の面倒をみるという強い自覚と責任感が求められています。

## 罰則もある動物虐待

「世話がたいへん」「かわいくななくなつたから」と安易に動物を捨てる身勝手な飼い主も、依然としています。犬や猫に限らず、捨てられたワニやヘビが公園な

け、猫のトイレのしつけ、ふん尿・抜け毛の始末、繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢の処置なども飼い主の務めです。

## これだけは守りたい 飼い主の義務

- ①動物の習性などを正しく理解して飼う
- ②最後まで責任をもって飼う
- ③犬や猫の繁殖制限に努める
- ④動物による感染症の知識をもつ
- ⑤動物の所有者を明らかにするよう努める



どで発見された例もあります。ここ数年は動物の殺傷などの虐待事件も増えつつあり、社会問題として注目されています。こうした情勢を受けて、昨年十二月に新たに施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」(改正動管法)では、動物の殺傷などの虐待、遺棄などに対する罰則が強化されています。みだりに愛護動物を殺傷した者は「一年以下の懲役また

は百万円以下の罰金」、虐待・遺棄した者は「三十万円以下の罰金」などと明記されました。

## 飼育の配慮と心がまえ

法律は、動物愛護とペットの飼育方法などについても幅広く規定しています。飼い主は動物の健康を守り、周囲に迷惑をかけないしつけと配慮を欠かさないと。さらに、動物による感染症について正しい知識をもち、名札や標識によって動物の所有者を明らかにするよう努めなければなりません。  
動物を飼うということは、命を預かるということ。飼育に伴うさまざまな手間やトラブル、経済的な負担や住環境も見据えた上で、あなたの新しい家族——ペ

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いんげい、あひる、そのほか人が飼っているほ乳類、鳥類またはは虫類です。



# STOP 児童虐待

## 子どもにとって有害なら、それは虐待です。

### ネグレクト



家に閉じ込める、病気やケガをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにする、など

### 身体的虐待



なぐる、ける、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出す、など

### 心理的虐待



言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、など

### 性的虐待



子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要する、など

のため、虐待を受けている子どもたちは、その被害を認識できなかつたり、家族以外の人に訴えたりすることができずにいる場合が多いのです。そのような子どもたちを虐待から守ることができるとは、周囲の大人たちです。虐待に気づいても、「よその家のことだから」と何もしないのでは、子どもを救うことはできません。子どもたちは社会の財産ですから、私たちは社会全体で子どもを守る責任があるのです。虐待行為を発見したら児童相談所や福祉事務所に連絡する。平成十二年に制定



**STOP 急増する児童虐待に 歯止めをかけるのはあなたです**

近年、児童虐待のニュースが目立っています。昨年一年間に警察が検挙した児童虐待事件は百八十六件、このうち死亡した子どもは四十四人も上ります。子どもたちの心や体を傷つけ、成長を妨げるのみならず、命をも奪ってしまう児童虐待。こうした児童虐待のほとんどは、子どもたちにとって一番身近な親が加害者となっていることをご存じでしょうか。そ



**STOP 児童虐待の疑いがあれば 迷わず児童相談所に連絡を**

された「児童虐待防止法」では、児童虐待の通告を国民全体の義務として定めています。「虐待かどうか、はっきりしないと連絡できない」と思われるかもしれませんが、連絡がないと虐待の有無も調査できません。児童相談所では、連絡があつて初めて、実際に虐待が行われているかを調査し、判断します。虐待がなかったとしても、連絡した人に責任はありません。間違いを恐れず、児童相談所に連絡してください。



**STOP 子育てに悩んでいる お母さんたちへ**

母親がわが子を虐待してしまう背景には、母親一人に子育ての負担が重くのしかかり、大きなストレスとなっていること、母親自身が子ども時代に虐待を受けた経験があることなどが大きく影響しています。子どもの虐待を防ぐためには、このような母親自身の心の問題を解決することがとても重要です。自分のいららをつい子どもにぶつけてしまう、子育てがうまいはず自己嫌悪に陥ってしまう……。それはお母さんの心が疲れている証拠です。そんなときは、一人で悩まず、家族や友人などの身近な人や児童相談所・保健所などの相談機関に相談してください。

# 険をめぐる現状

## 高齢者の医療費は若年層の約5倍

国民一人当たりの年間医療費は235,800円(平成10年度)ですが、実際には、若年層と高齢者とは一人当たりの医療費は大きな差があります。

0歳～69歳の若年層と70歳以上の高齢者の医療費を比較すると、高齢者の医療費は若年層の約5倍となっています。

高齢者は若年層に比べ、慢性病やけがが多く、治療も長期化

しやすいといった特徴があり、医療機関にかかる頻度も高くなるのが原因の一つです。しかし、5倍というのは諸外国と比べても高い水準にあるため、何らかの対策が必要となっています。



◆一人当たりの診療費の比較



\*資料：「老人医療事業年報」「社会保険庁事業年報」(平成10年度)

上の表の「若人」は0～69歳、「高齢者」は70歳以上を指す。

## 医療保険のいま①

# 医療保

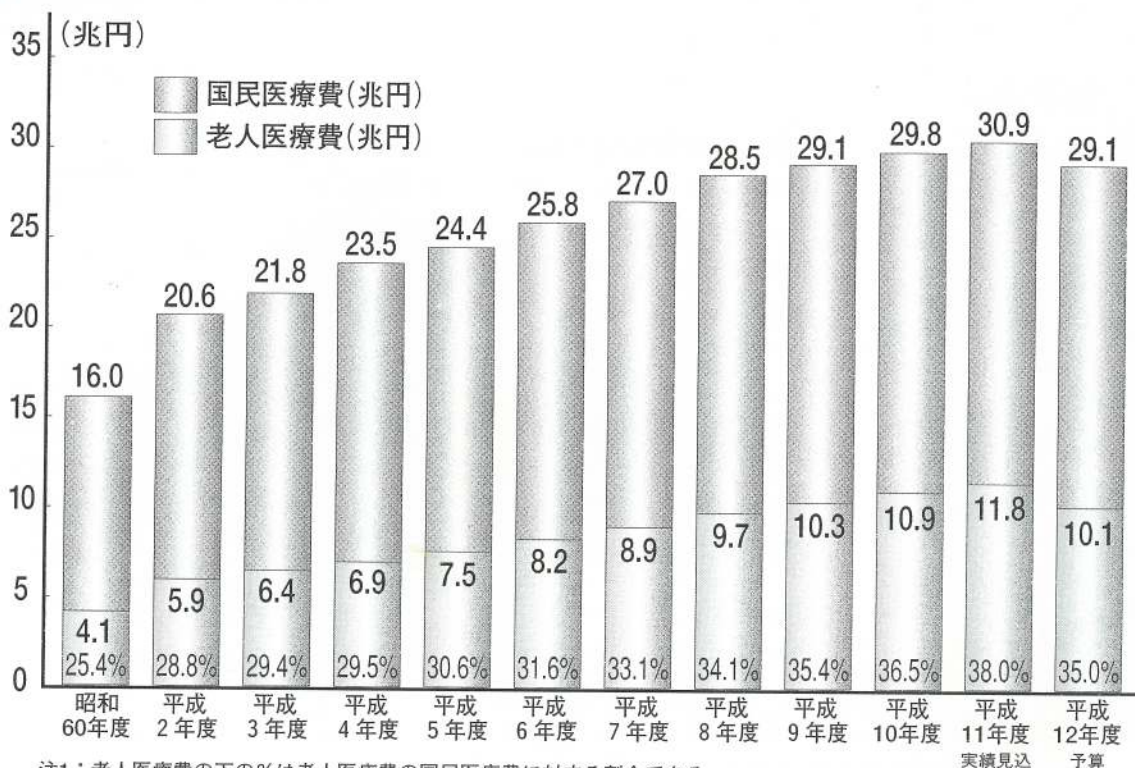
### 増え続ける国民医療費

日本の国民医療費は年々増え続けており、平成11年度には約30兆9,000億円にのぼっています。特に、国民医療費に占める老人医療費の割合は、ここ数年高い伸び率で推移しており、平成11年度には11兆8,000億円と国民医療費全体の38%を占めてい

ます。

こうした医療費増加の大きな要因には、急速な人口の高齢化の進展があります。21世紀に入り、日本の社会はさらに少子高齢化が進みます。このまま推移すれば、平成37(2025)年度には国民医療費は約80兆円を超え、老人医療費の割合も56%に達すると見込まれています。

### ◆国民医療費の推移



注1：老人医療費の下の%は老人医療費の国民医療費に対する割合である。  
 注2：平成12年度は介護保険への移行による医療費の減(約2兆円)を見込んでいる。

北海道苦情審査委員制度のお知らせ

# 北海道苦情審査委員制度のご利用を！

道の仕事に関して、皆さんからの苦情（ご本人の利害にかかわる苦情）を受け付け、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、苦情の解決に向けて、迅速に処理します。

なお、個人情報の保護には十分配慮します。

○苦情の担当窓口は、道庁の「道民相談センター」のほか、各支庁にある「道民相談室」です。

○制度や手続きの概要並びに提出用の苦情申立書をセットにしたリーフレットは、苦情の担当窓口のほか、道の機関に置いてあります。また、このリーフレットを郵送希望される方は、下記まで電話でお申し込みください。

〈道庁1階〉総合企画部「道民相談センター」

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

Tel 011-231-4111(内線 23-441、23-442) Fax 011-241-8181

〈苦情申立て用リーフレット〉

道政に関する苦情をお持ちの方へ		苦情申立書 年月日	
..... ..... .....		苦情審査委員 様	
～苦情の申立方法について～		住所	
..... ..... .....		氏名	
		電話番号	
		苦情の内容	
		..... .....	

## 平成13年度「法の日」週間行事

行事	行事内容	日時場所等
裁判所の見学等	○見学者に対し、パンフレット等の配布及び係員が説明 ○旧法服、土絵図、古文書等の展示 ○裁判所関係ビデオの上映	期間 10月1日(月)から同月5日(金)までの午前10時から午後4時まで 場所 裁判所1階ロビー
	○少額訴訟手続の説明会と模擬少額裁判 ○裁判官と語ろう会(小学生・高校生) ○テレビ会議システムによる模擬証人尋問(青森地方裁判所との交信) ○法廷、調停室、審判廷、調査室の開放	期間 10月2日(火)午後1時から午後5時まで 場所 裁判所2階第1号法廷 その他
無料法律調停相談	金銭、売買、土地、建物、サラ金信販関係、交通事故等による損害賠償、家庭、親族間のもめ事など身近な問題について弁護士と調停委員が相談に応じます。 (相談内容の秘密は守られます。)	期間 10月1日(月)午前10時から午後4時まで 場所 サン・リフレ函館2階大会議室 函館市大森町2番14号
講師の派遣	依頼のあった団体に対し、講師(裁判官等)を派遣します。特に、高齢者関係施設(相続や成年後見制度について)や学校(裁判制度全般について)の申し込みをお待ちしています。	

※団体で裁判所の見学を希望される時は、あらかじめ函館地方裁判所事務局総務課庶務係(電話 0138-42-2151 内線 553、557)に申し込んでください。

## 健康へのページ

## こんにちは保健婦です

今月の担当は、藤森 裕美 です

## 鹿部町食生活改善推進協議会のお料理教室が開催されました

平成13年7月26日(木)中央公民館において「昆布料理でヘルシー生活」というテーマで、鹿部町の特産物である昆布を使った「炒り大豆と細切り昆布の炊き込みご飯」「身欠きにしんと早煮昆布の煮物」「昆布の舟蒸し」を作りました。

教室には、男性1名・女性11名の12名が参加し、5グループに分かれ進められていま



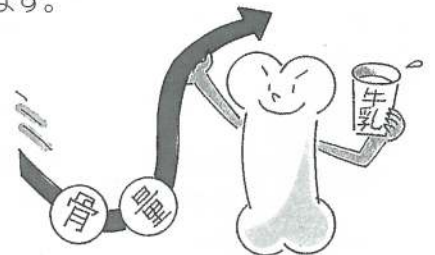
した。参加者からは、「日頃あまり昆布を利用した料理を作らないが、今回の教室でとても参考になった」や「帰宅してからも作ってみたい」などの感想が聞かれました。

食生活改善推進協議会では今後も地場の特産物に根ざした食生活改善推進活動に取り組んでいきます。

## 骨粗しょう症検診のお知らせ

町では、骨粗しょう症の予防と早期発見のために下記のとおり「骨粗しょう症検診」を行います。検診受診希望者の募集は、後日、防災無線や新聞折り込みなどでお知らせ致します。

- 日 時 : 平成13年10月5日(金)午前10時~午後3時  
 場 所 : 総合体育館 保健室  
 対 象 : 満30歳以上の女性(町民)  
 検査方法 : 超音波による踵骨骨塩定量検査(踵の骨の骨密度)  
 検査料金 : 600円(生活保護受給者及び老人医療受給者は、無料)  
 検査機関 : 美馬産科婦人科病院(函館市)



9月の保健事業		12日(水)	赤ちゃん健診 受付13:30~14:00 総合体育館保健室
4日(火)	ツベルクリン反応検査 受付13:30~14:00 総合体育館保健室	18日(火)	3歳児健診 受付13:00~13:30 総合体育館保健室
5日(水)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家	19日(水)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家
6日(木)	ツベルクリン判定・BCGワクチン 受付13:30~14:00 総合体育館保健室	21日(金)	パンピ教室 受付10:00~
11日(火)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家	26日(水)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家

## 第35回「北海道精神障害者家族大会」

道内の精神障害者とその家族等が一堂に会し、当事者や関係者等との交流を通して「精神障害者の明日」について考えます。

- 【日 時】 平成13年10月13日(土) 午前10時より
- 【会 場】 サン・リフレ函館(函館勤労者総合福祉センター)  
函館市大森町2-14 ☎(0138)23-2556
- 【内 容】 ・記念講演『家族の悩みにどう応えていくか』  
東京都精神医学研究所 田上美千佳 先生
- ・公開座談会 21世紀は当事者の時代  
『精神障害者生活支援活動の展望』
- ・道内作業所、デイケア等の作品展示即売
- 【問合せ】 北海道精神障害者家族連合会道南地域協議会  
大会事務局 ☎(0138)22-5647

入場無料

## 精神障害者家族の家『さくら会』のご案内

「さくら会」は、南茅部町・鹿部町・砂原町・森町に住んでいる、こころの病を持つ方の家族の会です。

「こころの病をもつ方の世話で不安を抱えていませんか？」  
「誰にも相談できず一人で悩んでいませんか？」

「さくら会」では、例会や学習会などの活動を通して、こころの病気の学習や対応の仕方を学んだり、同じ悩みを話し合うことで家族が安心できる場づくりをめざしています。

入会する、しないに関わらず、他の家族と話しをしたい、会のことを知りたい方、会に入って一緒に活動してみたい方はご連絡ください。

### 『会』の主な活動

◆例 会……家族が集い、家族同士が気兼ねなく話し合い、交流を図っています。家族にとって、ホッと気の抜ける場になっています。(年6回程度)

◆勉強会……家族会の研修、保健所の学習会等に参加し、病気との付き合い方を学び合っています。(年2～3回)

※9月11日(火)鹿部町において、渡辺病院の三上昭廣先生を迎え家族学習会が開催されます。詳細は下記までご連絡下さい。

◆連絡先◆ 北海道渡島保健所森支所 保健指導係  
茅部郡森町字上台町330 TEL(01374)2-2323

鹿部町のみどころ・魅力がいっぱい

## 観光ビデオが完成しました

鹿部町・水産経済課・観光係では、この度、鹿部町観光ビデオ「うるおいの湯郷・鹿部ぶらり旅」を制作し、道内外に情報を発信する他に町民の皆様に対しても下記により販売をいたしますので希望者は申し込み下さい。

- 販売品名 鹿部町観光ビデオ  
「うるおいの湯郷・鹿部ぶらり旅」
- 販売価格 1本 1,000円〔現金にて販売〕
- 販売期間 平成13年8月より販売中
- 販売場所 鹿部町役場 水産経済課 窓口  
しかべ間歇泉公園

## ゆめ! 夢! ユメ! オータムジャンボ宝くじ 発売のお知らせ

オータムジャンボ宝くじの賞金は、  
1等・前後賞合わせて2億円

- 1等 1億5,000万円 × 14本  
前後賞各 2,500万円  
2等 1,000万円 × 14本  
3等 100万円 × 140本

●オータムジャンボ宝くじは、当たり実感のある小額賞金が充実しています。

- 4等 5万円 × 21,000本  
5等 1万円 × 140,000本  
6等 3,000円 × 700,000本

●この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

●9月27日(木)発売! ●1枚300円! ●売り切れしだい発売終了!

●発売期間は平成13年9月27日(木)から10月12日(金)まで

●抽せん日は平成13年10月17日(木)

●当せん金支払開始日は平成13年10月22日(月)

●この宝くじは通信販売で買うこともできます。

発行/鹿部町 編集/企画管財課 製作/有久保内印刷所



久保田 氏  
勝美 名  
六四歳 享  
宮 住  
浜 所



おくやみ  
もうしあげます

松久吉毛 氏  
川保田利 氏  
周真加若 名  
斗生奈菜 名  
晃正孝雅 保護者住  
宮人秀彦 住  
浜鹿本宮 所



おたんじょう  
おめでとう

## 世帯と人口

平成13年7月31日現在

( )は前月比です

世帯数	1,680世帯 (+ 1)
男	2,421人 (+ 4)
女	2,494人 (+ 6)
計	4,915人 (+10)

戸籍の窓